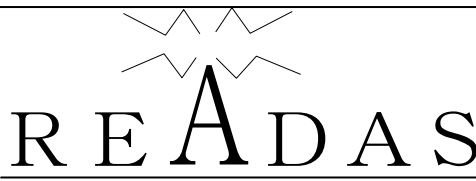


第 5826 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 30日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 事業承継税制の改正要望

Q：平成30年の税制改正では、経済産業省が事業承継税制の改正を要望しているそうですが、どのような内容になっていますか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

経済産業省は、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳(平均引退年齢)になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていないという現状にあり、これを放置しておくこと中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れがあるとして、中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充を要望しています。

内容は、①親族や従業員等に株式等を贈与・相続する場合、②他企業や親族外経営者等に経営を引き継ぐ場合、③ファンドを経由して事業承継を行う場合に税負担の軽減措置を講じて円滑な事業承継を支援するというものです。

また、後継者が不在のため事業承継が行えない、投資余力がないために事業継続をためらうといった場合に、売却やM&Aの手法により経営引継ぎを加速する必要があるとして、次の税負担の軽減措置を要望しています。

- ①株式、事業の譲渡益に係る税負担の軽減措置
- ②事業譲渡により生じる資産の移転等に係る税負担の軽減措置
- ③一定の要件を満たすファンドから出資を受けた際も中小企業関連の優遇税制の適用が可能とする要件緩和措置

